

タイトル	鎌倉幕府における祈雨祈禱
著者	竹ヶ原, 康弘; TAKEGAHARA, Yasuhiro
引用	年報新入文学(14): 78-101
発行日	2017-12-25

鎌倉幕府における祈雨祈禱

竹ヶ原 康弘

序

本稿は鎌倉幕府が実施した攘災祈禱、特に祈雨祈禱に関する考察を通じ、鎌倉幕府が実施した祭祀・祈禱の同時代においての位置づけや、鎌倉幕府における攘災祈禱の受容について考察することを目的とする。

筆者は過去に鎌倉幕府が実施した年中行事についての検討を行った⁽¹⁾。その作業を通じ、鎌倉幕府が実施した年中行事は、朝廷や撰閥家の年中行事を継承しており、いわゆる「東国国家」⁽²⁾としての呪術的・宗教的機能と位置づけうるものではなく、「鎌倉殿家」という一権門が実施した年中行事として位置づけることが適切ではないかとの見解を持つに至った。しかし、こうした検討の対象は、鎌倉幕府が実施した年中行事に限定されており、早や多雨、天変といった突然に発生する問題に対して実施した、

いわゆる臨時的な攘災祈禱についてはなお検討すべき課題が残された。

そこで、本稿では攘災祈禱の中でも祈雨祈禱を主な考察の対象とし、鎌倉幕府が実施した攘災祈禱に対する検討を行い、鎌倉幕府の祭祀・祈禱が一権門の枠内に収まるものであるのか、あるいは幕府が一権門を越えた「東国国家」と位置づけられるような行為であったのかについて考えてゆきたい。

祈雨祈禱に関する考察は、近年では藪元晶氏による一連の論考が存在する⁽³⁾。また、本稿で主に扱う鎌倉幕府が実施した祈雨祈禱についても、同氏の論考「鎌倉時代の祈雨の動向」⁽⁴⁾内で触れられている。祈雨祈禱の内容についての詳細は、氏の作業に依拠しながら論を進めたい。しかし『吾妻鏡』の史料の特質⁽⁵⁾を考慮に入れると、氏の論考には再検討を要すると考えられる部分や、鎌倉幕府の史的立場づけについて再考が必要と考えられる内容も散見される。詳しくは後に触れたい。

以下では、まず平安末期までの朝廷が実施した祈雨祈禱の方法や特徴、祈雨祈禱実施の根拠となった価値観や思想について概観する。さらに、平安末期までの朝廷が実施した祈雨祈禱と、鎌倉幕府が実施した祈雨祈禱とを比較することで、鎌倉幕府における攘災祈禱の意義や、同時代における鎌倉幕府の位置づけについて検討してみたい。

一、鎌倉期以前の朝廷における祈雨祈禱

本章では、鎌倉時代までの朝廷が実施した祈雨祈禱について概観してゆきたい。

具体的な祈雨祈禱の内容について確認を行う前に、祈雨祈禱そのものの意味について確認をしておき

たい。中国唐代に編纂された類書『芸文類聚』には、祈雨についての記事が散見される。また、同書卷百の「災異」に旱の項が立てられていることから、祈雨祈禱を必要とする「旱」は災異の一つとして位置づけられていたと考えられる。

日本史の史料に見える祈雨祈禱の実施の初例は、管見では『日本書紀』皇極天皇元（六四二）年七月二十五日条と思われる。以下、同日条に対する検討を通じ、当時の朝廷における祈雨祈禱と、災異に対する思想について確認してみたい。次に当該条を引用する。

群臣相謂之曰。随村々祝部所教、或殺牛馬祭諸社神、或頻移市、或禱河伯。既無所効。蘇我大臣報曰。可於寺転読大乘經典、悔過如仏所訟、敬而祈雨（以下略）

以下、七世紀当時の日本における祈雨祈禱について、引用本文の順に従い見てゆく。旱魃の発生に際し、朝廷は村の祝部に命じて以下のような祈雨祈禱を実施させたという。

- ①牛馬を生贄にする。
- ②諸社の神を祀る。
- ③市を移す。
- ④河の神に祈る。

（本文登場順）

まず、①について見てゆく。『云文類聚』巻八の「交広諸山」には「鬱林郡北、有大山、其高隱天。上有池、有石牛在池下。民常祀之。歳早、百姓殺牛祈雨。以牛血和泥、厚泥石牛背。祠畢、天雨洪注、洗石牛背泥盡而後晴」という文が見える。鬱林郡（現在の広西壮族自治区中部）の北の大山の上に石の牛があり、早の年には牛を殺してその血で泥を練り、血で練った泥を石の牛に塗り雨を祈るといふ祈雨法が記されている。

牛を殺して生贄とする祈雨祈禱を実施したと考えられる史料は日本にも見え、前出の『日本書紀』以外では、『類聚三代格』巻十九禁制事収録の延暦十（七九一）年九月十六日付格に「応禁制殺牛用祭漢神事」が見え、「諸国百姓殺牛用祭、宜嚴加禁制莫令為然、若有違犯科故殺馬牛罪」と、諸国の百姓に牛馬を生贄にしての祈雨祈禱を禁じている。同格は『弘仁格』においても殺生禁断の格として分類され配列されている。このことから、牛馬を生贄にしての祈雨祈禱は、仏教の殺生禁断の価値観の中で禁忌として位置づけられていたと考えるべきであろう⁽⁶⁾。

ついで②として、諸社の神に雨を祈ったことが記事に見える。『日本書紀』持統七（六九二）年四月十七日条に「遣大夫謁者。詣諸社祈雨。又遣使者、祀広瀬大忌神与竜田風神」と広瀬・龍田社に祈雨奉幣を行った記事が見える。広瀬社は水の神、龍田社は風の神で、時代が下ると両社を祀る儀礼は年中行事として営まれるようになった⁽⁷⁾。

祈雨のための奉幣としては、『統日本紀』天平神護二（七六六）年五月十七日条に「奉幣帛於大和国丹生川上神。及五畿内群神。以祈注雨也」という記事が存在し、後の祈雨神である丹生社への奉幣が行われ始めたことが知られる。丹生社と貴船社は祈雨に関して特別に効験があるとされており、祈雨祈禱の

際には、両社への奉幣を行うことが通例であった。後述するが、儀礼書である『新儀式』にも「就中。丹生貫布禰二社、別令祈禱或令奉黒毛馬」として、祈雨の際に両社が特別に扱われていたことが記されている。

③で祈禱の対象となった河伯は、河の神として知られる。前漢の劉向が編纂した歴史故事集である『説苑』の「弁物」に以下のようにある。

齊大旱之時、景公召群臣問曰「天不雨久矣、民且有飢色。吾使人卜之、崇在高山広水、寡人慾少賦斂以祠靈山。可乎」。群臣莫对。晏子進曰「不可、祠此無益也。夫靈山固以石為身、以草木為髮。天久不雨、髮將焦、身將熱、彼独不慾雨乎。祠之無益」。景公曰「不然、吾慾祠河伯可乎」。晏子曰「不可、祠此無益也。夫河伯以水為国、以魚鱉為民。天久不雨、水泉將下、百川竭、国將亡、民將滅矣、彼独不用雨乎。祠之何益」。景公曰「今為之奈何」。晏子曰「君誠避宮殿暴露、与靈山河伯共憂。其幸而雨乎」。於是景公出野、暴露三日、天果大雨、民尽得種樹。景公曰「善哉、晏子之言可無用乎。其惟右德也」。

(傍点筆者)

春秋時代の齊の王である景公が旱魃に際し卜を行ったところ、山の崇りであるとの占断結果を得たので靈山を祀ろうとした。これに対し、同時期の齊の政治家である晏嬰(晏子。？紀元前五〇〇年)が、山の神として自らの身が焼かれれば雨を降らすはずだと反対した。景公が代わりに河伯を祀るのはどうか

と尋ねたところ、河伯は河を自らの国とし、魚を自らの民としている。今、自分の国が減びようとしているのに、何もしいわけがないと晏子が反対し、それらを祀る代わりに景公も旱の中に出て共に憂えれば雨が降るだろうと述べたため、その通りにしたところ、雨を得たという内容である。

同文内に河伯についての説明が見え、靈山と同様、天候を操作する靈力を持った存在として記されている。日本の河伯に対する信仰は中国由来のものであると考えられる。先に引用した『日本書紀』も、文飾として「或禱河伯」の文を入れたのか、あるいは渡来人系の人々がこうした中国で実施されていた祈雨祈禱の手法を伝えたのかは断言しがたいが⁽⁸⁾、先の牛馬を生贄としての祈雨祈禱の例と合わせ、何らかの形で、中国の祈雨祈禱の方法が日本にも伝来し定着していたことが伺える。

④の市を移す祈雨祈禱も中国史料に例が求められる。以下は『芸文類聚』卷百「災異部」の「旱」に見える、市を移す祈雨祈禱の例である。

諸巫、毋小大皆相聚、其郭門外、為小壇、以脯酒祭、便移市、市使門者、無内丈夫、丈夫無得相從飲食、又令吏各往視其夫、皆言到即赴、雨澍而已。

この文によれば、城内の巫女を集めて城外に出し、そこに小壇を設けて宴会を行うために市を移すのだという。男性はこの間近づくことができないが、こうした祈禱をすることで雨が降るのだという。市を移す祈雨法は『続日本紀』の慶雲年間にも実施例が見えるが⁽⁹⁾、これ以降、史料では確認ができなくなる。こうした状況を踏まえるなら、ここまでに述べた祈禱の内、牛馬を犠牲とするもの、河伯に祈る

もの、市を移すものは次第に実施されなくなつていったと考えられる。

ここまでに挙げた、『日本書紀』に見える四種の祈雨祈禱は何れも効果を得られず、七月二十七日には『大雲教』の転読が行われた。『大雲經』は、唐の則天武后による武周革命の際に同經に付会した讖文が作られたことで知られる⁽¹⁰⁾。日本においては、祈雨祈禱の際に用いられた例が六国史に数例確認できる⁽¹¹⁾。大雲經の付卷には祈雨祈禱の際の壇の設置について詳細な説明が見え、「若天亢旱時。慾祈請雨者。於露地作壇。除去瓦礫及諸穢物。張設青幕。懸青幡（以下略）」と祈雨祈禱を実施する際に必要な用具や準備について記されている。

亢旱之時。如是依法讀此大雲經。或經一日二日乃至七日。定降注甘雨。若災重不雨。更作必降甘雨。假使大海或有過限越潮。依此經作法轉讀。無不応効。応發願讀經所生功德迴向諸竜。願皆離諸苦難。發無上菩提心。為一切有情降注甘雨。

同經の末尾では、法に則つて同經を讀經すれば、一日から二日、または七日で雨が降るとされ、災異が重なつたために雨が降らなかつたとしても、讀經し続ければ雨が降ると説かれる。

同日には蘇我蝦夷が香炉を持つての祈雨を行ったが雨を得られず、二十九日には讀經を停止した。八月一日に「天皇幸南淵河上。跪拜四方、仰天而祈」（『日本書紀』同日条）と皇極天皇が自ら雨を求めたところ、「即雷大雨。遂雨五日。溥潤天下」と快雨を得ている。天人相関説の影響により、中国においては、早を始めとした災異は天からの譴責であり、政治を糺すことが攘災に繋がると考えていた。一例

として『続漢書』に見える記事を挙げる。後漢中期の政治家である張奮（？～一〇二年）が、三公の一つで築城・水利などの建築事業を担当する司空の職にあった頃に旱が発生し、祈雨祈禱も効果が無かった。しかし、張奮が皇帝に対し政治を糺すように意見し、皇帝が洛陽の獄に行き囚人を再確認したところ、大雨が三日続いたという記事が存在する⁽¹²⁾。獄に行つて囚人の名前を記録したのは、誤審や冤罪を確認し裁判を糺すことが政治を糺すことになると考えたためであろう。このように善政を行ったところ、大雨が降つたというのである。『日本書紀』に見える、皇極天皇が自ら雨を祈つた行為も、中国の皇帝が政治を糺して雨を祈つた行為と同様、政治の一部として位置づけられるべきであろう。軽犯者を赦免する祈雨祈禱はこの後にも実施され、『貞信公記抄』天曆二（九四八）年五月十一日条に、祈雨として軽犯者を許した旨の記事が見える。

時代が下ると、早魃の際には仏教系の祈雨祈禱を実施して対応するようになった。祈雨の際に鎮護国家三部経の一つである『仁王経』を転読した記事が散見されるが⁽¹³⁾、これは祈雨祈禱が鎮護国家祈禱として位置づけられたことを示している。のち、祈雨祈禱に密教祈禱と陰陽道祭を加えた祈禱が平安期から鎌倉期における標準的な祈雨祈禱の様式となる。

平安中期の儀礼書である『西宮記』臨時一に「祈雨」の項が存在する。このことから、平安中期までには祈雨祈禱は「臨時」、すなわち実施すべき時期・状況となれば実施すべき年中行事と位置づけられていたと考えられる。これは先の広瀬龍田社への祈雨祈禱と同様の変化として理解できよう。

また、『新儀式』には祈雨祈禱の実施の条件が記されている。以下に引用する。

祈雨祈霽事

若四月以後八月以前、久未降雨。必有請雨之事。或令神祇官卜其祟。又遣使諸社奉幣祈請。就中。丹生貴布禰二社、別令祈禱或令奉黑毛馬。或非神祇官差進大中臣使。更差殿上侍臣於其山上祈之。(略) 又仰下諸大寺并五畿七道諸国。遍令祈仏法、請神明。

先述の『日本書紀』から抽出した四種の祈雨祈禱の内、②の諸社に祈願する方法だけが「又遣使諸社奉幣祈請」として残っている。この『新儀式』の記載によれば、当該時期における祈雨祈禱は以下の状況が生じた際に実施されていたと考えられる。

イ・四月から八月までの期間に、十日ほど雨が降らなかつた場合。

ロ・早(あるいは長雨)の原因について卜を実施し、原因を究明する。

ハ・ロで早の原因とされた社寺に奉幣し雨を祈る。また、祈雨に効験があるとされた丹生・貴船の二社には別に奉幣する。

先の『新儀式』の文に「又仰下諸大寺并五畿七道諸国。遍令祈仏法」と見えるように、朝廷は仏教による祈雨祈禱を中心に実施していた。しかし、祈雨祈禱は同一の祈禱が継続して行われるものではなく、降雨を期して様々な種類の祈禱を実施することもあった。それは仏教による祈雨祈禱の文の後に見える「又遣使諸社奉幣祈請」の文からも確認ができる。

また、祈雨祈禱は快雨が得られるまで継続された。これは「農業に必要な水量を得たい」という祈雨祈禱の本来の実施目的から考えれば当然であろう。先に挙げた皇極元年の祈雨祈禱も、祈禱を一ヶ月間にわたって実施している。降雨量が不十分であれば祈雨祈禱は実施され続け、場合によっては僧侶の名譽が傷つけられたり、僧侶が逃亡したりする場合もあった¹⁴⁾。

以上、平安末期までの朝廷が実施した祈雨祈禱について見てきた。以下、本稿の目的である鎌倉幕府が実施した祈雨祈禱の位置づけを検討するため、鎌倉期までに畿外で実施された祈雨祈禱について見ておきたい。

弘仁五(八一四)年七月二十五日条には「頃年旱災頻発。稼苗多損。国司默然。百姓受害。其孝婦含冤。東海蒙枯旱之憂。能吏行県。徐州致甘雨之喜。然則禍福所興。必由国吏。自今以後。若有旱者、官長潔齋。自禱嘉澍。務致肅敬。不得狎汚。如不应者、乃言上之。立為恒例」(『日本後紀』)の一文が見える。本記事は旱魃に際しては国司が雨を祈るように規定したものである。『類聚符宣抄』卷三の冒頭に前半部分を欠くが、「風土異令。人願不同。自今以後。可禱之状。令国言上。然後特於所言国内名神。奉幣祈請。不以一国之事掩諸国之願。如有異災偏於天下。不用此例」(弘仁十二「八二二年七月二十日条」と同じく、地方での祈雨祈禱の実施を認めたと考えられる条文が収録されている。実際に国司が祈雨祈禱を実施したと考えることが可能な史料として、『菅家文章』五百二十五の「祭城山神文」が挙げられる。

祭城山神文 為讚岐守祭之。

維仁和四年、歳次戊申、五月癸巳朔、六日戊戌、守正五位下菅原朝臣某、以酒果香幣之奠、敬祭

于城山神。四月以降、涉旬少雨。吏民之困、苗種不田。某忽解三龜、試親五馬。分憂在任、結憤惟悲。嗟嗟、命之數奇、逢此愆序。政不良也、感無徹乎。徹字、朝野群戰作微。伏惟、境內多山、茲山独峻。城中數社、茲社尤靈。是用吉日良辰、禱請昭告。誠之至矣、神其察之。若八十九鄉、二十万口、一鄉無損、一口無愁、敢不蘋藻清明、玉幣重疊、以賽心願、以飾威稜。若甘澍不饒、早雲如結、神之靈無所見、人之望遂不從。斯乃俾神無光、俾人有怨。人神共失、礼祭或疏。神其裁之。勿惜冥祐。尚饗。

この神文は仁和二（八八六）年から、讃岐守として下向していた菅原道真が行った祈雨祈禱である。仁和四（八八八）年のものとされる同文には、「四月以降、涉旬少雨。吏民之困、苗種不田」の一文が含まれ、祈雨祈禱の実施に至るまで旬日にわたって雨が降らず、苗や種が伸びないという官民の憂いが見える。こうした国司による祈雨祈禱も、先の『類聚符宣抄』卷三が収録する、地方での祈雨を認める太政官符を祈雨祈禱実施の根拠としてみなすことが可能であろう。このように各史料を見た際、少なくとも平安時代には祈雨祈禱を実施する権限は、国司にも与えられていたと考えるべきであろう。

以上のように、平安期までの朝廷が実施した祈雨祈禱について概観してきた。この時期に朝廷が実施した祈雨祈禱の特徴について整理すると、特に平安期以前の時期においては、祈雨についての認識や祈禱の様式に中国の祈雨祈禱の影響が強く見られることが挙げられる。時期が下り、仏教系の祈雨祈禱が主となると、降雨量の少なさが為政者の有徳・無徳よりも僧侶の祈禱の巧拙に求められるようになった⁽¹⁵⁾。これにより為政者は単なる祈禱を命ずる存在となり、早の原因が政治の適否に求められなくなった。災

異の原因が政治の内容の適否に求める中国的な思想から変化したことで、日本の朝廷は権力の安定を図りやすくなったとも考えられる。

平安期までの朝廷が実施した祈雨祈禱、またそれに付随した価値観は、前述のように推移したと考えられる。では、鎌倉幕府においてはどうかであろうか。以下、章を変え、検討してみたい。

二、鎌倉幕府における祈雨祈禱

前章では、鎌倉期までの朝廷において実施された祈雨祈禱の条件や内容について見てきた。本章では鎌倉幕府が実施した祈雨祈禱をはじめとした攘災祈禱について概観した後、その意義について検討してゆく。

先にも述べたが、鎌倉幕府の動向について記された史料である『吾妻鏡』（以下、煩を避け『鏡』）は、史料の性質が時期ごとに異なる¹⁶。よって、『鏡』における記事の多寡がそのまま祈禱の実施回数¹⁷の多寡と繋がっているわけではないことに留意しておきたい。

祈雨祈禱を実施する条件は、鎌倉期に入っても朝廷・幕府ともに同様であったと思われる。鎌倉期においても三月以前・九月以降の祈雨祈禱の実施例はほとんど確認できない。この四月以降・八月以前という条件には、夏季全々と秋季の大半の時期が含まれていること、先の『菅家文章』に「四月以降、涉旬少雨。吏民之困、苗種不田」と見えたことから考えると、祈雨祈禱は早による農業への悪影響を防ぐことが、実施の最大の理由であったと考えられよう。

『鏡』では頼朝期から祈雨祈禱の実施例が見えるが、建久四（一一九三）年六月二十日付けの一例に留まる。『鏡』には「炎旱涉旬。民黎思雨。依之鶴岡、勝長寿院、永福寺供僧奉仕祈雨法。為善信奉行。各遣奉書云々」とあるが、実際にどのような祈禱を実施したのかは『鏡』に具体的な記述が存在しないため不明である。祈禱の命令が鶴岡八幡宮・勝長寿院・永福寺に対して出され、僧侶が祈禱に関与したことが見えることから、仏教系の祈禱が実施されたと考えられる。また、「炎旱涉旬」という祈雨祈禱の実施に至るまでの経緯は、先に見た平安末期までの朝廷における実施条件と同様である。

実朝期になると、『鏡』に再び祈雨祈禱の記事が見えるようになる。特に承元元（一二〇七）年に陰陽師が鎌倉に下向し定住した後は、鎌倉幕府においても陰陽師の活動例が増加する¹⁷。建保二（一二一四）年は早が続き、同年五月十五日に「司天等申之」として天変の予兆が見られたことが報告されている（『鏡』）。『鏡』建保二（一二一四）年六月五日条は、実朝による祈雨祈禱が、前出の皇極天皇の祈雨祈禱に擬されている記事である。

甘雨降。是偏將軍家御懇祈之所致歟。皇極天皇元年壬寅七月、天下炎旱之間、雖有方々祈禱、依無其驗。大臣蝦夷（馬子大臣男）自取香炉祈念。猶以雨不降。同八月、帝幸河上、令拝四方御之間、忽雷電、雨降。五ケ日不休止。国土百穀婦豊稔云々。君臣雖異、其志相同者歟。

（文中山括弧は割注を示す）

先に見た『日本書紀』皇極天皇元（六四二）年八月一日条を引用し、『鏡』の文章を作成したと考えら

れる記事である。「君臣雖異。其志相同者歟」の一文に注目してみたい。同文は、幕府で祈雨祈禱を実施することの意図は、実施者の立場が「君_二皇極天皇」「臣_二実朝」と変われども同様という趣旨である。

この内容を『鏡』の記述者が書き残した点が重要であろう。特に「幕府は臣下である」という意識を持って書かれた一文であることに留意しておきたい。早を攘うために臣下の身でありながら祈雨祈禱を実施した事実に対して、何らかの配慮を行った結果としての一文であるとも考えられる。しかし、先に『類聚符宣抄』に地方での祈雨祈禱を認めたと捉えうる官符が掲載されていること、また、『菅家文章』に地方で祈雨祈禱を実施した神文があることから、国司を始めとした臣下が地方で祈雨祈禱を実施すること自体については問題がなかったと考えるべきであろう。

『鏡』に祈雨祈禱の記事が増加するのは、摂家将軍から親王将軍の頃である。ただし、親王将軍期末には実施の記事が見えない。これは『鏡』の記事の傾向と合わせ考える必要がある⁽¹⁸⁾。以下の別表一は鎌倉幕府が実施した祈雨祈禱関連記事を『鏡』から整理したものである。

別表一で確認できるように、鎌倉幕府においても祈雨祈禱は四月以前八月以後のみの実施であり、前出の『新儀式』に規定された朝廷の祈雨祈禱の実施規定、あるいは史料に散見される朝廷での祈雨祈禱の例と差はない。

表中の鎌倉幕府が実施した祈雨祈禱の中でも、八番目の全国的に早魃が発生した仁治元（一二四〇）年の祈雨祈禱例が、その実施期間の長さや実施寺社の数、また関与した人員という点から、鎌倉幕府が実施した祈雨祈禱を概観する上で適当であると考ええる。以下で詳細に見てゆきたい。

同年は全国的な早魃に襲われ、朝廷においても六月十二日から盛んに祈雨祈禱が実施され、七月十五

別表一、鎌倉幕府実施の祈雨祈禱

	和暦年月日	西暦	内容
1	建久四年六月二十日	一一九三	鶴岡・勝長寿院・永福寺供僧、祈雨法
2	承元二年六月十六日	一二〇八	鶴岡供僧等、江嶋竜穴で祈請
3	建保二年五月二十八日	一二二四	鶴岡宮、祈雨御祈（同年六月三日も実施）
4	貞応元年五月十五日	一二三二	鶴岡宮、祈雨御祈（同年六月十四日も実施）
5	元仁元年六月六日	一二三四	霊所七瀬御祓
6	天福元年六月二日	一二三三	定豪・鶴岡供僧、祈雨
7	嘉禎二年四月二十日	一二三六	定豪、祈雨
8	仁治元年六月二日	一二四〇	祈雨 （同九日、十五日、十六日、二十二日、七月四日にも祈雨の記事有り）
9	仁治二年六月九日	一二四一	定親、陰陽師、江嶋にて祈雨
10	寛元二年六月二日	一二四四	鶴岡供僧、祈雨（同月四日、五日も実施）
11	建長四年五月七日	一二五二	鶴岡供僧、陰陽師、祈雨 （同十一日、六月十九日、同二十三日、七月六日も実施）
12	建長五年五月二十一日	一二五三	霊所祓（同月二十三日も実施）
13	正嘉元年六月二十三日	一二五七	祈雨法（七月一日、同五日、八日も実施）

〔鏡〕は国史大系本を使用

日まで継続された¹⁹⁾。この年の炎旱は、前年延応元(一二三九)年に崩じた後鳥羽上皇の「不見故郷之條、深恨也。依之欲損亡天下」と史料にあるような祟りのためではないかとも噂され²⁰⁾、このままでは炎旱疫飢で天下を損なう恐れがあるとして迅速な対処を求める者もいた(『平戸記』)。こうした後鳥羽上皇の怨念といった噂は幕府にも届いていたはずで、この年の鎌倉幕府実施の祈雨祈禱が長期間にわたったこと、また、『鏡』も随時それを記録したことから、そうしたことが確認できる。以下に鎌倉幕府が実施した仁治元(一二四〇)年の祈雨祈禱を列挙する。

六月二日 炎旱旬涉。祈雨法事、日頃雖被仰若宮別当法印、依無法驗。今日、被付勝長寿院法印良信。

九日 良信法印雖奉仕祈雨法、于今無其驗。仍今日、被改仰于永福寺別当莊嚴房僧都云々。

十五日 為祈雨、被行日曜祭併靈所七瀬御祓。泰貞、晴賢、国繼、広資、以平、泰房、晴尚等奉仕之云々。

十六日 為祈雨、安祥寺僧正被行孔雀經御修法云々。

十七日 酉刻俄雨降。無程属晴。不及潤地。

十八日 泰貞朝臣自今日三ヶ日、於江嶋可勤修千度御祓之旨、被仰付云々。政所沙汰也。

二十二日 於鶴岳宮寺、被行最勝王經御誦經。入夜始行属星祭。権曆博士定昌朝臣奉仕。是皆為祈雨(以下略)。

七月一日 今日、依炎旱可行水天供之旨、被仰鶴岡供僧等云々(以下略)。

四日 為祈雨別被始行十壇水天供。法印定親、良信、良賢等修之。

八日 入夜雨少降。不能湿地。

九日 雨下。水天供驗德歟之由及沙汰。但猶不能滂沱。

十一日 水天供。昨日雖滿七ヶ日、猶被延引云々。

十三日 辰刻甚雨。巳時属晴。水天供之間、有数度甚雨。仍奉仕之僧各賜御劍一腰。又被奉御劍於鶴岳。可被送進神馬於二所三嶋等云々。

鎌倉における祈雨祈禱は、先に見た頼朝期と変わらず、主に鶴岡八幡宮供僧が担当している。右に挙げた一連の祈雨祈禱も、祈禱の開始当初は若宮の別当に祈禱を実施させていた。しかし、祈禱の効果が得られなかったため、寿福寺・永福寺等、他の寺社に祈禱を命じている（『鏡』六月二日条、同九日条）。しかしながらこれも験が得られず、江嶋龍穴等で陰陽師が陰陽道祭を実施している（『鏡』六月十五日条）。この龍穴を用いての祈雨祈禱は、京のものを模したと考えられる。一連の祈雨祈禱は雨の降った七月十三日まで続けられた。この間、実朝が行ったような將軍や執権による直接の祈禱は『鏡』に見えないことから、幕府においても祈雨祈禱は僧侶や陰陽師といった呪術者集団に一任していたことが確認できる。

親王將軍下向後にも祈雨祈禱の実施が見える。宗尊親王下向後間もない『鏡』建長四（一二五二）年六月十九日条には、「相州有御対面。親王家御下向之後、天下泰平関東静謐之処、早魃一事已為人庶愁歎。殊可被祈請之旨、令懇望給云々」と、宗尊親王から早魃が衆庶の嘆きの元となっているため、祈禱を実

施するようにと命令があったことが見える。

この記事を最期に『鏡』に見える祈雨祈禱の記事は簡潔なものになり、表一の十二番・十三番の祈雨祈禱に関する記事も記述は簡潔なものである。また、仁治元（一二四〇）年のように長期間にわたって祈雨祈禱を実施した痕跡も確認できない。これは、先に記した『鏡』の記事の質の変化に加え、史料の制約があるため記事が見えないという可能性があらう⁽²¹⁾。

『鏡』寛喜二（一一三二）年四月十九日条には、諸国の風雨・水旱の災難について祈るため、諸国の国分寺に最勝王経を転読するよう命じた宣旨を受け、政所が関東分国分の祈禱を実施させる沙汰を下している。先の国司による祈雨祈禱の実施を命じた官符の存在と合わせて考えた際に、幕府の祈禱権は朝廷が平安期までに地方に委譲した権限から逸脱したものではないと考えることが穏当ではなからうか。

結

以上、平安期までの朝廷における祈雨祈禱と、鎌倉幕府における祈雨祈禱の実施について見てきた。

『日本書紀』に見える祈雨祈禱は、当初中国の様式にならった祈雨祈禱を実施していた。だが、仏教による祈雨祈禱が定着すること、仏教の殺生禁断思想が定着することによって、牛馬を犠牲にしての祈雨祈禱は実施されなくなり、後に丹生・貴船両社が雨の神として固定化されると、両社への奉幣と仏教祈禱・陰陽道祭を併用した祈雨といった形が定着する。これにより、中華王朝の皇帝が災害と政治との関係を意識して祈禱を実施した例とは異なり、日本においては、降雨が得られないのは祈禱者の能力不足

とみなすようになるという変化をもたらした。このように祈禱の効果が得られないことを祈禱者の責任とし、天皇や大臣といった為政者に失敗の責任を被せないことで、政治の不安定を避ける目的があったとも考えられる⁽²²⁾。

鎌倉幕府においても右記のような思想は同様である。鎌倉幕府が実施した祈雨祈禱の多くは、仏教式の祈雨祈禱であった。こうした祈雨祈禱についての特徴は、平安末期までの朝廷が実施した祈雨祈禱と大差が無い。また、鎌倉幕府が実施した祭祀・祈禱の位置づけについても、先に『類聚符宣抄』『菅家文草』で見た国司の実施した祈雨祈禱の権限の枠内で理解が可能である。こうしたことから、少なくとも「祈雨祈禱に関しては「東国独立国家の祭祀」としてよりも「国司の権限の代替」としての位置づけが適切であるように考えられる⁽²³⁾。

以上、鎌倉幕府が実施した祈雨祈禱の意義について検討するため、平安期までの朝廷が実施した祈雨祈禱と、鎌倉幕府が実施した祈雨祈禱との比較を行った。鎌倉幕府が実施した臨時祈禱は祈雨祈禱だけではない。また、将軍個人の治療のため、関係者の治療のためといった「鎌倉殿の私的領域」に関する祈禱も多く行われた。これらについては稿を改めて検討を試みたい。

(たけがはら やすひろ・平成十七年度文学研究科博士課程単位取得退学)

[註]

(1) 拙稿「鎌倉幕府における鎌倉殿家政と年中行事」(『年報新人文学』十二号所収。二〇一五年、北海学園大学大学院学研究科)。

(2) 東国国家をはじめとした中世の国家像については、五味文彦『日本の時代史八 京・鎌倉の王権』(二〇〇三年、吉川弘文館)、本郷恵子『日本の歴史 五 京・鎌倉二つの王権』(二〇〇八年、小学館)、川合康『日本中世の歴史 三 源平の内乱と公武政権』(二〇〇九年、吉川弘文館)などを参照されたい。

(3) 藪元晶『雨乞儀礼の成立と展開』(二〇〇二年、岩田書院)、同「鎌倉時代の祈雨の動向」(御影史学研究会編『御影史学論集』三十八号所収。二〇一三年、御影史学研究会)等。

また、過去には以下のような論考が存在している。

・梅原隆章「日本古代における雨乞い」(一九五四年、『日本歴史』七四)。

・桑島禎夫「古代の祈雨について」(一九六二年、『民間伝承』二二六)。

・野口武司「六国史所見の『祈雨・祈止雨』記事」(一九八六年、『國學院雑誌』八七)。

・岡田重精「古代除災儀礼の諸相―日本書紀、続日本紀にみる祈雨と攘疫の儀礼を中心として―」(一九九二年、『皇學館大學紀要』一〇)。

(4) 藪元晶、注(3)の第二論文。

(5) 木村進「鎌倉時代の陰陽道の一考察」(初出『立正史学』二九。一九六五年、立正大学史学会。後、村山修一他編『陰陽道叢書』2中世に収録。一九九三年、名著出版)で整理された『鏡』記載事項の分類と比率によれば、『鏡』の記事は時期別に以下のような傾向が見られるとする。

①治承四年(一一八〇)〜承元三(一一〇九年)・記載総数二四五三件

仏教事項…一二・一パーセント

日常事項…一八・四パーセント

政治事項…五三・八パーセント

② 承元四(二二二〇)年～建保六(二二二八)年…記載総数五九二件

仏教事項…一六・三パーセント

日常事項…二五・五パーセント

政治事項…三三・四パーセント

③ 承久元(二二一九)年～寛元三(二二四五)年…記載総数二四六〇件

日常事項…二一・五パーセント

陰陽道事項…二五・四パーセント

政治事項…二六・四パーセント

④ 寛元四(二二四六)年～文永三(二二六六)年…記載総数一五六八件

仏教事項…一一・四パーセント

政治事項…二九・一パーセント

日常事項…三二・八パーセント

③期で陰陽道関連の記事が増加すること、④期では日常的な事項が主体になるなど、時期ごとに傾向が異なる。こうした傾向が生じた理由については、五味文彦氏が「吾妻鏡の方法」所収「三『吾妻鏡』の構成と原史料」(一九九〇年、増補版二〇〇〇年。吉川弘文館)内で『鏡』の記録の傾向を元に、『鏡』編纂の根拠としたと考えられる史料は、「頼朝・頼家・実朝將軍記」「頼経・頼嗣將軍記」「宗尊親王記」で三種に分けられるためと指摘された。同書では「頼経・頼嗣將軍記」は恩賞奉行の記録を使用し、「宗尊親王記」は御所奉行の日記を使用したであろうと指摘されている。各種祈禱は効果が得られれば恩賞の対象となり、記録が残る。「頼経・頼嗣將軍記」に陰陽道関係の記事が増加することには、このような編纂時に使用された史料の差が反映されたのであろう。

(6) 『類聚三代格・弘人格抄』(一九六五年、吉川弘文館)。

(7) 『本朝月令』(『群書類従』公事部所収)などの年中行事書に広瀬龍田祭の由来や実際の儀礼の内容が見える。

(8) 坂本太郎「日本書紀」(坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題 上』所収。二〇〇一年、吉川弘文館)、東野

治之「古代人が読んだ漢籍」(池田温編『漢文入門』)所収。二〇〇六年、吉川弘文館。

(9) 『続日本紀』慶雲二(七〇五)年六月二十七日条。

(10) 『大正新修大藏經』第十九卷密教部二(一九二八年、大正一切経刊行会)所収。

(11) 『日本紀略』弘仁十一(八二〇)年六月二十六日条、『日本三代実録』貞観十七年(八七五)六月十五日条等。

(12) 本文は以下の通り。「張奮為司空、時歲災旱、祈雨不応。乃上表、即時引見、復口陳時政之宜。帝召大尉司徒、幸洛陽獄、録囚徒、大雨三日」。

(13) 『日本後紀』卷廿六逸文(『日本紀略』・『拾芥抄』宮城部)弘仁九年(八一八)四月二十七日、『続日本後紀』承和六年(八三九)四月十七日条等。

(14) 元真という僧が祈雨祈禱に失敗し、鎮西に下向したことが『江談抄』一公事、『祈雨日記』(『続群書類従』积家部)等に見える。

(15) 前出(3) 叢論文の第一論文、第一章第二節参照。

(16) 前出(4) 五味著書参照。

(17) 前出(4) 木村論文、また、『鏡』収録全期にわたつての論考として、佐々木馨「鎌倉幕府と陰陽道」(佐伯有清編『日本古代中世の政治と宗教』)所収。二〇〇二年、吉川弘文館)が存在する。

(18) 前出(4) 木村論文参照。

(19) 以下にこの早魃の際に朝廷が実施した祈雨祈禱を挙げる。

六月 十二日 旬日以来炎旱殊甚(略)被宜仰興福寺、率十口僧侶、始自今月十六日三ヶ日転説仁王般若経(以下略)(『夕拝備急至要抄』)。

二十七日 臨時奉幣使参宮(去月廿七日進発。炎旱御祈禱也)(『延応二年歳神事供奉日記』)。

七月 三日 被行五龍祭。依炎旱也(『百鍊抄』)。

八日 於神泉苑、被始行請雨経法(『平戸記』)。

十五日 奉幣十一社、為祈雨也。又室生龍穴被奉官幣(『百鍊抄』)。

(20) 『平戸記』仁治元(一二四〇)年七月九日条。

(21) 荒川秀俊・大隅和雄・田村勝正編『日本早魃霖雨史料』(一九六四、気象研究所)「早魃の部」で宗尊親王期に相当する時期(建長四「一二五二」文永三「一二六六」)には京都に数例早魃の発生例が見えるが、関東での早魃の発生は見えない。『鏡』の宗尊親王期の記事は正元元(一二五九)年、弘長二(一二六二)年、文永元(一二六四)年が欠落しているが、この内の文永元(一二六四)年に「自四月至九月大旱」(『如是院年代記』。『日本早魃霖雨史料』も本記事を採録)と京都で長期間にわたって早魃が発生した記事が見える。この早魃の期間の長さから考えると、その規模は推定できないが鎌倉でも早魃が発生していた可能性は否定できない。

(22) 前出(3) 叢論文の第一論文、第一章第二節参照。

(23) 前出(3) 叢論文の第一論文内で、氏は「また、幕府側の祈雨を見ると、承久の乱の勝利を契機に、その実施が急増することになる。朝廷に習う形で、政治を行う者として、その具体的な施策として祈雨を進んで実施するようになった」と述べられた。九条頼経期以降の『鏡』には祈雨祈禱の実施例が増加するが、その一因としては先の注(5)内で述べた『鏡』の記事の質の変化は看過できない。また、国司によって地方での祈雨祈禱が実施されたことが前出(3) 叢論文の第一論文内で述べられているが、幕府が実施した祈雨祈禱も、こうした地方で実施された祈雨祈禱の中に位置づけ得ると考えられる。つまり「一政権」「国家」としての幕府が、承久の乱の勝利を契機に改めて実施し始めたものとは断定しがたい。

これらの状況から改めて検討すると、承久の乱の勝利が幕府の政治的な自覚を強め、具体策として祈雨祈禱を実施したという氏の見解には、幕府の歴史的的位置付けも含めて慎重な姿勢が求められると考える。

